

令和8年度働き方・職場改革等促進事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務では、市内企業に対し、多様な働き方や職場改革等に向けた取組を支援し、自分らしく働きたいと志向する若者や女性の「働く場所（仕事）」を市内の多くの企業が提供し、市内就職・職場定着による市外転出の抑制を目指す事業を実施するものである。

当該業務の専門性や特殊性を考慮し最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たすものから提案書の提出を受け、当該提案書の審査を行い候補者を選定するため、参加資格などの必要事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度働き方・職場改革等促進事業
- (2) 業務場所 下関市内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 業務内容 別紙1仕様書のとおり

3. 予算

見積り限度額 23,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. スケジュール（予定）

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和8年5月18日（月）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和8年5月25日（月）正午まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和8年5月27日（水）までに通知
- (4) 質問の受付期間 令和8年5月18日（月）から
令和8年5月29日（金）正午まで
- (5) 質問に対する回答期限 令和8年6月3日（水）17時まで
- (6) 提案書提出期限 令和8年6月8日（月）正午まで
- (7) プレゼンテーション 令和8年6月10日（水）
- (8) 選考結果通知 令和8年6月中旬予定

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 企画提案書の提出期限において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない）しない者であること。
- (5) 十分な業務遂行能力を有し、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に同種・類似業務の実績を有すること。
- (6) 下関市に対し、市税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6. 参加申込手続

本業務に関して参加意思がある場合は、次により提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 業務実績調書（様式 2）

「5 参加資格（5）」で示す業務実績について契約書、発注書等の写しなど実績が分かる資料を添付すること。

ウ 直近の財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

エ 登記事項証明書の写し

※共同事業体を結成している場合は、共同企業体協定書の写しを提出すること

オ 市税の滞納なし証明書（下関市発行分）

(2) 提出先・方法

下関市産業振興部産業立地・就業支援課に、提出書類すべてを電子メールで提出すること。（E-mail: sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）

※参加申込書（様式 1）については、必要事項を記入し PDF 化すること

(3) 提出期限

令和 8 年 5 月 25 日（月）正午必着

(4) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和 8 年 5 月 27 日（水）までに通知する。

参加申込書を提出したにもかかわらず参加資格審査結果の通知がない場合は、令和 8 年 5 月 29 日（金）までに電話で産業立地・就業支援課に確認

すること。

イ 通知方法

電子メールにて通知

ウ その他

審査の結果、参加承認を受けた事業者は質問及び企画提案書による提案ができる。

審査の結果については、当該通知日の翌日から起算して2日以内に、書面（任意様式）にて下関市に説明を求めることができるものとする。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 別添「質問書（様式3）」

イ 受付期間 令和8年5月18日（月）から

令和8年5月29日（金）正午まで

ウ 提出先 下関市産業振興部産業立地・就業支援課

エ 提出方法 電子メール

(E-mail : sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

(2) 回答

ア 回答方法 プロポーザル参加申込者全員に電子メールにて回答

イ 回答日 令和8年6月3日（水）17時まで随時

ウ 注意事項

- ・競争性の確保に影響するおそれがある内容（参加者数、参加者名等）については回答しない。
- ・個別案件に係る質問や簡易な質問については質問者のみに回答する場がある。

8. 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書（任意様式） 正本1部、副本7部

(2) 提出期限

令和8年6月8日（月）正午必着

(3) 提出先

〒750-0006 山口県下関市南部町2-1-19号（下関商工会館4階）

下関市産業振興部産業立地・就業支援課

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（期限日は正午まで）とする。なお、

郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。郵送で提出の際は、提出期限までに提出先に必着すること。

(5) 提案書の作成方法

ア 企画提案書は1社について1案とする。

イ 企画提案書の記載内容

記載内容は自由であるが、次の内容について記載すること。

①記載概要

別紙1仕様書の内容及び別紙5評価基準に示す内容に沿ったものとし、分かりやすくまとめた上で具体的に記載すること。

②業務体制表

本業務を実施する上での業務体制表を記載すること。

③業務実施計画

本業務の実施計画（スケジュール）を記載すること。

④見積書（事業費）

本業務に係る事業費及び内訳について記載すること。

【見積り限度額】

23,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（各項目の限度額）

・別紙1仕様書「5.業務の内容」の（2）、（3）及び（4）の合計

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

・別紙1仕様書「5.業務の内容」の（1）及び（4）の合計

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

⑤その他の提案

仕様書で示した事項以外に独自の提案があれば記載すること。

ウ 留意事項

- ・正本の表紙に提出年月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載すること。また、副本の表紙には提出年月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。
- ・真に必要な場合を除き、提案書類には個人情報に記載しないこと。
- ・正本の表紙を除き、提案者の商号又は名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

9. 審査方法

(1) 評価基準

別紙5評価基準のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案内容について、提出した資料を用いて非公開のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ア 日 程 令和8年6月10日(水)
- イ 実施場所 下関商工会館3階 会議室
(下関市南部町21番19号 下関商工会館3階)
- ウ 出席者 最大3名
※複数の団体が共同して応募する場合は、代表団体から1名以上出席すること。
- エ 実施時間 30分程度(説明約20分、質疑約10分)
※参加申込状況に応じて、時間を短縮する可能性があります。
- オ 貸出物品 机、椅子、スクリーン、プロジェクター
プロジェクターを使用する場合は、事前に事務局まで連絡すること。また、ノートパソコン、接続コード等は企画提案者が用意すること。
- カ その他
- ・プレゼンテーションの順番は下関市が提案書を受理した順番とする。
 - ・プレゼンテーションに出席しない場合、辞退したものとみなし、選定しない。
 - ・参加申込者又は企画提案者が1者の場合においても、本プロポーザルを実施する。

(3) 候補者の選定方法

- ア 市が設置した受託候補者選定審査会が提案内容の審査を行い、別紙5「評価基準」に基づき評価を行う。
- イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。
- ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査員の多数決により決定する。
- エ イ及びウにかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しない。

10. 選定結果について

選定結果は、全ての企画提案者に選定結果通知書(様式4)により通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市のホームページ(しごと・事業者>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋(上下水道局を除く)>プロポーザル情報)に公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

1 1. 締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結することとする。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うこと。

1 2. 情報公開

下関市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする場合がある。

また、プロポーザルにおいて公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、プロポーザル実施後に開示するものとする。

1 3. その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しないものとする。
 - イ 提出後の訂正、差し替えは、下関市から指示があった場合を除き認めない。
 - ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
 - エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 以下のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 参考見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該

業務の契約相手となったものが作成した提案書については、下関市が必要と認める場合には、下関市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができものとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 今後、下関市が本事業の2年目以降の事業を実施する場合、本プロポーザルにより選定した受託事業者と随意契約する場合がある。

1 4. 提出・問い合わせ先

下関市産業振興部産業立地・就業支援課課（担当：櫻井、寺井）

〒750-0006 山口県下関市南部町2 1 番 1 9 号（下関商工会館4階）

電 話：083-231-1310

F A X：083-235-0910

電子メール：sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5. 施行期間

本要領は、令和8年5月18日から施行し、本業務の契約締結をもってその効力を失う。